

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当再認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年10月28日付けの特別障害者手当再認定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当再認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

この手当の対象となった人工透析（腎臓障害）と視覚障害（右0、左0.01）は回復の見込みは全くない障害である。生存する限りこの2点の障害は回復の見込みはなく変化はなし（悪化はありうる）と医師から宣告されているのに、5年あとに、また見直しをし、医師の診断書提出というのは、不合理であり納得できない。

眼科の診断書をもらいに行くのはとても困難（遠方）であり、診断書2通には1万円以上の金銭が必要である。障害者年金と手当だけでやっと生活している請求人にとって、とても大きな出費である。手間と経済的理由により是非とも有限ではなく、無限にしていただ

きたい。

前回の診断書の臨床所見の他覚所見において「著」だったものが、今回の診断書においては「無」になったため、改善があったと判断し、変動の可能性ありで有限にしたとのことであるが、備考欄には「今後も半永久的に血液浄化療法が必要である」と明記されている。したがって、視力障害も腎不全による人工透析も、どちらも特別障害者手当の「その障害が永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいう」に合致するものとする。

事務所から2か所で大丈夫といわれたので、今回、2医師からの診断書を提出したが、4か所提出すれば無限になったのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 9月16日	諮問
令和4年11月14日	審議（第72回第1部会）
令和4年12月 9日	審議（第73回第1部会）
令和5年 1月19日	審議（第74回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 支給要件

法26条の2は、市長（特別区においては区長。以下同じ）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障

害者に対して手当を支給するものとし、法 2 条 3 項は、特別障害者について、20 歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者としている。

そして、法施行令 1 条 2 項は、法 2 条 3 項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（別紙 2）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの（法施行令 1 条 2 項 1 号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（法施行令別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令 1 条 2 項 2 号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一各号（10 号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（法施行令 1 条 2 項 3 号）

(2) 受給資格の認定

法 26 条の 5 において準用する法 19 条は、特別障害者手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

(3) 認定基準

認定基準は、法施行令 1 条 2 項 1 号ないし 3 号のいずれかに該当する障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

また、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要

に応じて照会することとしている（同・7）。

さらに、障害の程度についての認定の適正を期するため、必要に応じて期間を定めて認定することとしている（同・8）。

認定基準は、法施行令1条2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり（認定基準第一・1）、具体的には次のとおりである。

ア 法施行令1条2項1号に該当する障害の程度とは、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1・柱書）。

イ 法施行令1条2項2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている（認定基準第三・2・柱書）。

（ア） 法施行令別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（同・(1)）

（イ） 法施行令別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（同・(2)）

ウ 法施行令1条2項3号に該当する障害の程度とは、同別表第一のうち次のいずれかに該当するものとされている（認定基準第三・3・柱書）。

（ア） 第二障害児福祉手当の個別基準の4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(7)のウの安静度表（結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表）の1度に該当する状態（絶対安静）を有するもの（同・(1)）。

（イ） 第二障害児福祉手当の個別基準の6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（同・(2)）

(4) 認定基準の位置づけ

法39条の2は、法の規定に基づき都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る基準であり、手当の支給に関する事務を遂行する上で、法令の解釈及び審査基準として合理性を有するものと考えられる。

2 本件処分についての検討

受給資格の認定基準（上記1・(3)）に鑑みれば、本件請求に対する認定の判断は、本件各診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件各診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分に取消理由があるとはできない。

本件各診断書は「視覚障害用」及び「腎臓疾患用」であり、それぞれの「障害の原因となった傷病名」欄には「両眼緑内障 増殖糖尿病網膜症」及び「糖尿病」と記載され（別紙1-1・①及び1-2・①）、本件診断書1の「傷病の原因又は誘因」欄には「後天性（疾病）」と記載されていることからすると（別紙1-1・②）、請求人の障害は、視覚障害及び腎機能障害であることが認められる。

そこで、以下、請求人の視覚障害及び腎機能障害の程度が、認定基準に照らして、法施行令1条2項各号のいずれかに該当するかどうかについてみる。

(1) 法施行令1条2項1号該当性

認定基準によれば、法施行令1条2項1号に該当する障害の程度は、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複する必要があるとされていることから（1・(1)・ア）、以下、法施行令別表第二各号について検討する。

ア 別表第二第1号（視覚障害）

(ア) 認定基準

認定基準は、別表第二第1号に該当する障害について、両目の視力の和が0.04以下のものをいうとしている（別紙2・1）。

また、両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値の和をいうとしている（認定基準第三・1・(1)・ウ）。

(イ) 本件診断書1の検討

本件診断書1の「現症：視力」欄には、裸眼視力（右眼）が「光覚なし」、矯正視力（左眼）が「0.01」と記載されている（別紙1-1・⑦）。

そうすると、請求人の両眼の視力の和は0.04以下であるから、請求人の視覚の障害の程度は、別表第二第1号に該当するものと認められる。

イ 別表第二第6号（腎機能障害等の内部障害）

(ア) 認定基準

認定基準は、別表第二第6号に該当する障害について、前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるとしている（別紙2・6）。

この障害の1つとして、腎臓の機能障害が挙げられており、腎臓の機能障害については、永続する腎機能不全、尿生成異常をいうものとしている（認定基準第3・1・(6)・ウ・(ア)）。

また、腎臓の機能障害で法施行令別表第二第6号に該当すると思われる症状としては、腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが10ml/分未満、血清クレアチニンが8.0mg/dl以上又は血液尿素窒素が80mg/dl以上であって、かつ、自己の周辺の日常生活活動が著しく制限されるか又は尿毒症性心包炎、尿毒症性出血傾向若しくは尿毒症性中枢神経症状のいずれかの所見があるものとしている（同・(エ)）。

(イ) 本件診断書2の検討

本件診断書2の「検査成績」欄によれば、内因性クレアチニン・クリアランスが「無尿のため検査不能」、血清クレアチ

ニンは3回の測定中最高値が11.05、最低値が10.89、血清尿素窒素は3回の測定中最高値が59.8、最低値が53.5であるとされている(別紙1-2・⑥・1・(6))。

また、「活動能力の程度」欄は、「自己の身の日常生活活動を著しく制限されるもの」が選択され(別紙1-2・⑦)、「安静を要する程度」欄は、「ベッド上の安静」及び「必要時のみ室内歩行(30分以内)」が選択されている(同・⑧)。

さらに、「備考」欄には「今後も半永久的な血液浄化療法が必要である。」と記載されている(同・⑨)。

そうすると、請求人の腎機能の状態は、血清クレアチニンの値が認定基準の値(8.0mg/dl)を超え、かつ、「自己の身の日常生活活動を著しく制限される」に該当するものと認められるから、その障害の程度は、別表第二第6号に該当するものと認められる。

ウ 小括

請求人の障害程度は、別表第二第1号及び第6号のいずれにも該当するから、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複することを要件とする法施行令1条2項1号(1・(1)・ア)に該当するものと認められる。

(2) 期間の認定

請求人については、前回診断書において、「臨床所見」欄の「他覚所見」の「浮腫」及び「腎不全に基づく神経症状」がいずれも「著」であったものが、本件診断書2においては、当該各項目ではいずれも「無」が選択されている(別紙1-2・⑥・1・(2)・ア及びエ)。

なお、職権で判断すると、認定基準によれば、障害の程度についての認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定することとされていることから(上記1・(3))、「有期につきましては、腎臓疾患用の診断書を見ますと、1臨床所見の(2)他覚所見において、『浮腫』及び『腎不全に基づく神経症状』については前回診断書では所見が『著』となっていました、今回の診断書では『無』

となっている等の症状の改善があったことから、今後、症状に変動の可能性があることから再認定が必要」と判断し、5年の有期期間を設けたセンターの回答（本件回答書）を受けて、処分庁が本件処分を行ったことに、不合理な点は認められない。

(3) 総括

以上のとおり、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項1号に該当するから、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当すると認められ、有期期間が設定されたことについても不合理な点は認められない。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分は適正に行われたものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、請求人の障害は回復の見込みはなく、また、診断書を取得するためには大きな出費と通院の困難さが伴うとして、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件処分が適正に行われていると認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、請求人の視覚障害及び腎機能障害のいずれも「その障害が永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいう」（認定基準第一・2）に合致するから、有期の認定は不合理であると主張しているものとも解される。

しかし、上記認定基準第一・2は特別障害者と認定されるための基準であり、当該基準を満たすことに加えて、更に「認定の適正を期すために、必要に応じ期間を定めて認定すること」としているのであるから（認定基準第一・8）、認定基準第一・2に合致することをもって、期間の定めが免除されるものではない。

また、請求人は、第3のとおり、2か所ではなく4か所からの診断書を提出すれば、有期認定が無限になったのかと主張する。

しかしながら、本件審査請求において、他の診断書が提出された事実はなく、2通の本件各診断書に基づいて判断した本件処分に何

ら不合理な点はない。

さらに、請求人は、第3のとおり、眼科の診断書をもらいに行くのはとても困難（遠方）であり、診断書2通には1万円以上の金銭が必要であると主張する。

これは、視覚障害に関していえば、回復の見込みがなく再認定の要がないと診断されているのに、腎臓障害の再認定の際に視覚障害の診断書も新たに取得しなければならないのは、無駄な身体的、金銭的負担を課される点で不当であるとの趣旨に出たものとも解される。

この点について、請求人の障害程度は、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複することを要件とする法施行令1条2項1号（1・(1)・ア）に該当するものとして認められる（上記2）。また、認定基準第一・3は、法施行令1条2項1号ないし3号のいずれかに該当する障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（上記1(3)）。

したがって、請求人の障害程度の再認定に当たっては、請求人の障害程度が別表第二第1号（視覚障害）及び同第6号（腎機能障害等の内部障害）のいずれにも該当し、身体機能の障害が重複することを証明するため、法施行令別表第二各号ごとに特別障害者手当認定診断書の提出が必要となる。すなわち、視覚障害についても、再認定の際には新たに診断書の提出が必要なのであるから、上記法令に照らして、本件処分が違法又は不当であるとすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 1 - 1 ないし別紙 2 (略)